

○名寄地区衛生施設事務組合一般廃棄物処理施設設置条例

(平成15年3月4日条例第1号)

改正 平成29年12月8日条例第7号

名寄地区衛生施設事務組合衛生センター使用条例(昭和41年条例第2号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 名寄地区衛生施設事務組合(以下「組合」という。)において、一般廃棄物を適正に処理するため、名寄地区衛生施設事務組合一般廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
衛生センター	名寄市字内淵 107番地
炭化センター	名寄市字大橋 140番地 1
名寄地区広域最終処分場	名寄市字内淵 311番地 8、 307番地

(業務)

第3条 衛生センターは、搬入するし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するものとする。

2 炭化センターは、搬入する炭化対象物を適正に処理するものとする。

3 名寄地区広域最終処分場は、搬入する埋立対象物を適正に処理するものとする。

(職員)

第4条 処理施設に所長又は場長及びその他必要な職員を置く。

(休日及び受入時間)

第5条 処理施設の休日及び受入時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 衛生センター

ア 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月31日から1月5日まで)

イ 受入時間 午前9時から午後4時まで

(2) 炭化センター

ア 休日 日曜日、年末年始(12月31日から1月3日まで)

イ 受入時間 午前9時から午後4時まで

(3) 名寄地区広域最終処分場

ア 休日 日曜日、年末年始(12月31日から1月3日まで)

イ 受入時間 午前8時45分から午後4時30分まで

(受入れの制限等)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、処理施設への受入れを制限し、又は停止することができる。

(1) 搬入者が組合の指示に従わないとき。

(2) 処理施設の維持管理上必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第7条 搬入者は、処理施設、附属設備、器具その他工作物を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を管理者に届け出るとともに、管理者の命ずるところにより速やかにこれを原形に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成15年3月4日条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月8日条例第7号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。